

(お知らせ)

令和4年8月10日  
防 衛 省

### 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間として10日間を経過した後（令和4年8月20日以降）、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることとなります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

#### (参考) 対象防衛関係施設として新たに指定される施設

##### (1) 陸上自衛隊

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ・ 旭川駐屯地沼田分屯地   | ・ 古河駐屯地       |
| ・ 旭川駐屯地近文台分屯地  | ・ 新町駐屯地吉井分屯地  |
| ・ 上富良野駐屯地多田分屯地 | ・ 松戸駐屯地       |
| ・ 帯広駐屯地足寄分屯地   | ・ 十条駐屯地       |
| ・ 島松駐屯地        | ・ 用賀駐屯地       |
| ・ 島松駐屯地苗穂分屯地   | ・ 桂駐屯地        |
| ・ 島松駐屯地日高分屯地   | ・ 宇治駐屯地       |
| ・ 安平駐屯地        | ・ 宇治駐屯地祝園分屯地  |
| ・ 安平駐屯地早来分屯地   | ・ 三軒屋駐屯地      |
| ・ 白老駐屯地        | ・ 小倉駐屯地富野分屯地  |
| ・ 多賀城駐屯地       | ・ 目達原駐屯地鳥栖分屯地 |
| ・ 仙台駐屯地反町分屯地   | ・ 別府駐屯地大分分屯地  |
| ・ 船岡駐屯地        | ・ 保良訓練場       |
| ・ 霞ヶ浦駐屯地朝日分屯地  |               |

##### (2) 海上自衛隊

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ・ 鹿屋航空基地古江貯油処    | ・ 呉造修補給所飛渡瀬燃料貯蔵所  |
| ・ 吾妻島地区          | ・ 呉造修補給所吉浦燃料貯蔵所   |
| ・ 比与宇地区          | ・ 佐世保弾薬整備補給所金山弾薬庫 |
| ・ 横須賀地方総監部補給倉庫   | ・ 佐世保弾薬整備補給所針尾弾薬庫 |
| ・ 呉弾薬整備補給所       | ・ 佐世保造修補給所立神棧橋    |
| ・ 呉弾薬整備補給所大麗女弾薬庫 | ・ 佐世保造修補給所西倉庫     |

- 北吸地区
- 舞鶴弾薬整備補給所
- 舞鶴造修補給所大波燃料貯蔵所
- 舞鶴造修補給所浜地区
- 大湊弾薬整備補給所
- 大湊造修補給所芦崎貯油所
- 徳島航空基地徳島燃料貯蔵所
- 艦船補給処
- 航空補給処

(3) 航空自衛隊

- 東北町分屯基地
- 木更津分屯基地
- 高蔵寺分屯基地